

平成28年度

長崎大学医学部保健学科看護学専攻
第3年次編入学第2次学生募集要項

長崎大学医学部保健学科

(所在地) 〒852-8520 長崎市坂本1丁目7番1号
電話番号 095-819-7909

アドミッション・ポリシー

【保健学科の教育理念・目標】

「生命や人間の尊厳に基づく心豊かな教養を備えて、広く社会に貢献できる資質の高い医療専門職員の育成」を教育理念として、具体的には①高度な専門的知識・技能を有し、広く社会に貢献できる、②高い倫理観と他者への共感を持って身体的・心理的・社会的な視点から対象者を評価し、適切に援助することができる、③保健医療と社会の関係について主体的に考え、医療・保健・福祉の連携・協働に向けてパートナーシップやリーダーシップを発揮して行動することができる、④グローバルな視点を持ち、国際的に貢献できる、人材の育成を教育目標として掲げている。

【志願者に求める学生像】

- (1) 医療・保健・福祉に強い興味、関心を持ち、地域社会・国際社会に貢献しようとする意欲のある者
- (2) 基礎となる優れた学力、幅広い教養、豊かな人間性を備え、自ら学ぼうとする意欲のある者
- (3) 課題の解決に向けて主体的に考えて、パートナーシップやリーダーシップを発揮して行動しようとする者

1. 募集人員

医学部保健学科

看護学専攻

1名程度

* 志望についての注意事項

看護学専攻では、法令の改正に伴い、教育カリキュラムの改正を行い、平成24年度入学者から適用している。

保健師国家試験受験資格は、所定の選択科目を履修したものに限り得られる（学部における選択制）。なお、保健師課程の授業科目の履修については、下記の通り定員枠を設けている。

○定員枠は、20名以内とする（3年次編入生を含む）。

○3年次編入生には定員枠（3名程度）を設け、選考は一般学生と別途に行う。

なお、長崎大学では、助産師教育に関しては大学院の修士課程で行うため、平成24年度入学者から、学部教育では助産師国家試験受験資格が得られなくなった。

2. 出願資格

○看護学専攻を志願する者は、次のいずれかに該当するもの

(1) 短期大学において、看護関係学科を卒業した者又は平成28年3月卒業見込の者

(2) 専修学校の専門課程において、文部科学大臣の定める基準（修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時間数が1700時間以上であること。）を満たし、看護関係学科を修了した者又は平成28年3月修了見込の者（学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

3. 出願手続

(1) 検定料

① 検定料の額 30,000円

② 振込期間

平成28年2月1日(月)から平成28年2月10日(水)まで。

③ 振込方法等

ア. 別添「振込書」により、郵便局・ゆうちょ銀行又は銀行の受付窓口(ATMは使用不可。必ず受付窓口で払い込むこと。)において、郵便局・ゆうちょ銀行又は銀行の営業日・営業時間等を十分考慮して振込手続を行うこと。

イ. 別添「振込書」の※欄に、入学志願者の住所・氏名(フリガナ)及び電話番号をペン又はボールペン(黒又は青)で正確に記入すること。

ウ. 振込時に別途必要な振込手数料は、入学志願者本人の負担となる。

エ. 「検定料納付証明書」を受付窓口から受け取る際には、必ず日附印を確認すること。

④ 出願に際しての留意事項

ア. 検定料納付証明書貼付票に検定料を振込済の「検定料納付証明書」を貼り付けた後に記入誤り等に気付き、やむを得ず新しい検定料納付証明書貼付票に書き替えなければならない場合は、検定料は二重に振り込まないこと。

その場合は、貼付済の「検定料納付証明書」を切り取って、新しい検定料納付証明書貼付票に貼り付けること。

イ. 検定料が振り込まれていない場合、振込済の「検定料納付証明書」が検定料納付証明書貼付票の所定の欄に貼り付けていない場合、及び「検定料納付証明書」に日附印が押印されていない場合は出願書類を受理しない。

⑤ 既納の検定料は、次の場合を除き、いかなる理由があっても返還しない。

検定料を振り込んだが長崎大学に出願しなかった(出願書類を提出しなかった又は出願が受理されなかった)場合、又は検定料を誤って二重に振り込んだ場合には、振り込んだ者の申し出により当該検定料相当額は返還する。なお、返還の申し出は、出願期間の最終日から14日以内とする。

※ 返還に関する問合せ先

長崎大学財務部財務管理課資金管理班 TEL 095-819-2060

(2) 出願期間

平成28年2月1日(月)から平成28年2月10日(水)17時まで(必着)

(3) 出願方法・書類等

出願書類等は、持参又は郵送のうえ、出願期間内に提出すること。

① 持参する場合は、9時から17時まで受け付ける。

② 郵送する場合は、必ず「書留速達」で同封の封筒にて送付すること。

(注) 1. 出願期間を過ぎた場合には受理しないので、郵便事情・出願期間を十分考慮して提出すること。

2. 検定料を出願期間最終日に振り込む場合は、当日17時までに出願書類一式を提出しなければならないので、十分注意すること。

出願書類等	摘要
志願票 写真票 受験票	本学部所定の用紙（本募集要項とじ込み）に、必要事項を記入すること。 なお、写真（4cm×3cm、出願前3ヶ月以内に撮影した上半身・無帽正面向き）を写真票及び受験票の所定欄に貼付すること。
卒業（見込）証明書	短期大学等の卒業（見込）証明書
成績証明書	短期大学等の学長（学部長）が作成厳封したもの。
検定料納付証明書貼付票	検定料納付証明書貼付票には、郵便局又は銀行の「受付局日附印」が押された「検定料納付証明書」を貼り付けること。
返送用封筒	郵便番号・住所・氏名を明記のうえ、82円切手を貼付すること。
住所シール	合格通知書等発送用

(4) 提出先

長崎大学医学部保健学科事務室 〒852-8520 長崎市坂本1丁目7番1号

4. 選抜方法

入学者の選抜は学力検査、面接により行う。

1) 学力検査

(1) 専門科目

看護学専攻 …… 基礎看護学、在宅看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学の領域から出題

ただし、専門基礎科目（解剖学及び生理学）に関わる内容を含む。

(2) 外国語（英語） …… 英和・和英辞書各1冊持ち込み可。ただし、電子辞書は不可

2) 面接 …… 個人面接を行う。

5. 合否判定基準

(1) 学力検査及び面接の成績の総得点で判定し、合格者を決定する。ただし、学力検査、面接のいずれかの得点が著しく低い者については個別に審査して合否を決定する。

(2) 総得点が同点の場合は、次の順序で決定する。

① 専門科目の得点が上位の者

② 外国語（英語）の得点が上位の者

6. 試験期日等

月日	試験科目	時間	配点	試験場
2月29日(月)	専門科目	9:00~10:30	200	長崎大学 医学部 保健学科
	外国語(英語)	11:00~12:00	100	
	面接	13:00~	100	

7. 合格発表

平成28年3月14日(月) 10時

医学部保健学科掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者本人に合格通知書

を郵送する。

なお、電話等による合否の問い合わせには一切応じない。

8. 編入学年次、編入学時期、修業年限及び修学条件等

- (1) 編入学の学生は、第3年次とし、編入学の時期を平成28年4月とする。
- (2) 編入学した者の修業年限は2年とする。ただし、最長在学期間は4年とする。
- (3) 入学時に認定された単位と合わせて、本学科所定の単位を修得しなければならない。
- (4) 履修科目については入学後に個別に指示する。

9. 入学手続等

合格者は、次の期間に入学手続を行うこと。

(1) 入学手続期間

平成28年3月22日(火)から3月25日(金) 17時まで(必着)

(2) 納付金

入学料 282,000円(平成28年度から改定される可能性がある。)

(注) 1. 既納の入学料は返還しない。

2. 入学料については、免除又は徴収猶予の制度がある。詳細は、入学手続関係書類で知らせる。

10. 授業料

- 参考
1. 平成27年度授業料(年額) 535,800円(前期分267,900円, 後期分267,900円)
 2. 授業料の納入時期は、前期分4月, 後期分10月になる。
 3. 在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用される。
 4. 授業料については、免除又は徴収猶予の制度がある。詳細は、入学手続関係書類で知らせる。

11. 追加合格等

入学辞退等により入学定員(募集人員)に欠員が生じたときは、追加合格を平成28年3月25日(金)以降に電話により通知することがあるので、不合格者であっても速やかに連絡が取れるように、また、入学の意志について回答できるようにしておくこと。

12. 注意事項

- (1) 受理した出願書類の内容変更は認めない。
- (2) 出願書類に虚偽が認められた場合、入学後でも入学を取り消すことがある。
- (3) 試験場の下見をする場合は、2月28日(日) 10時から14時の間に医学部保健学科 玄関の掲示により試験室を確認することができる。
なお、試験室には入室できない。
- (4) 受験の際は、受験票を必ず持参すること。

13. 障害等のある入学志願者との事前相談

障害等のある入学志願者で、受験上及び修学上の配慮を必要とする場合は、出願開始2週間前までに、下記の内容を記載した申請書(様式は任意)に医師の診断書を添え、医学部保健学

科学務係へ提出すること。

申請書等の内容を検討の上、配慮について通知する。

なお、必要な場合は、本学部において志願者又はその立場を代弁し得る出身学校関係者等との面談等を行なうこともある。事前に相談がない場合は配慮が認められないこともある。

【申請書の内容】

- | | |
|-----------------|----------------|
| ①志望専攻 | ②障害の種類・程度 |
| ③受験上の配慮を希望する事項 | ④修学上の配慮を希望する事項 |
| ⑤出身学校等でとられていた配慮 | ⑥日常生活の状況 |

※ 志願者の住所・氏名・連絡先電話番号（FAX番号）を明記の上、次の申請先へ送付すること。

○申請先：〒852-8520 長崎市坂本1-7-1

長崎大学医学部保健学科学務係（TEL 095-819-7909）

1 4. 個人情報の取扱

- (1) 出願書類により取得された個人情報は、入学者選抜業務のために利用する。
また、合格者の個人情報は入学手続案内業務のため、入学者の個人情報は、学籍登録業務のために利用する。
- (2) 入学試験の成績及びその他個人情報は、3年次における奨学生への推薦資料並びに入学料免除等及び授業料免除等の選考資料として利用する。
- (3) 出願書類により取得された個人情報及び入学試験により取得された個人情報は、入学者選抜に関する統計調査・研究に利用する。
- (4) 出願書類により取得された個人情報及び入学試験により取得された個人情報は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第9条に規定されている場合を除き、以上の目的以外の目的で利用すること又は第三者に提供することはしない。

1 5. 長期履修制度について

1. 趣旨

この制度は、学生が職業を有している等の事情により、学部の教育課程において標準修業年限（2年）内での履修が困難な学生を対象としている。

事情に応じて標準修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することにより学位を取得することができる。

2. 出願資格

長期履修学生として出願できる者は、次のいずれかに該当する者で、標準修業年限内での修学が困難な事情にあるものとする。

ただし、標準修業年限における最終年次の者を除く。

- (1) 職業を有し、就業している者
- (2) 家事、育児、介護等に従事している者
- (3) その他相当の事由があると認められる者

3. 出願の時期

前期からの希望にあつては入学手続期間に、後期からの希望にあつては8月末日までに医

学部長に関係書類を提出し、許可を得なければならない。

4. 在学期間

長期履修学生の在学期間は、3年以上4年以下となる。なお、長期履修を認める期間は学期単位で認める。

5. 履修形態の変更

長期履修を認められた者は、認められた長期履修の期間の変更を申し出ることはいできない。ただし、認められた長期履修の期間の短縮（長期履修の取りやめを含む。）については、1度に限り申し出ることができる。

なお、長期履修の取りやめを認められた者は、再度、長期履修の申出を行うことはできない。

6. 授業料

長期履修学生の年間の授業料は、「長崎大学授業料、入学料、検定料及び寄宿料徴収規程」で定められた授業料の年額に、標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を、長期履修学生として認められた在学期間の年数で除した額とする。

なお、在学中に授業料の改定が行われた場合は再計算される。

※ 申請書等の関係書類について、事前に学務係へ問い合わせること。

長崎大学医学部保健学科学務係 095-819-7909